

第 4 4 号議案

豊川市国民健康保険条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 2 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊川市国民健康保険条例（昭和 3 6 年豊川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、「に該当する」を「の適用がある」に改め、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「先物取引に係る雑所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加える。

第 2 6 条第 1 項第 1 号中「上場株式等に係る配当所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を、「先物取引に係る雑所得等の金額」の次に「（同法附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、同項第 2 号中「2 6 万 5, 0 0 0 円」を「2 7 万円」に改め、同項第 3 号中「4 8 万円」を「4 9 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の減額に係る所得判定基準額を引き上げるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。